

取引業者 各位

## 取引における誓約について

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校  
研究公正推進委員会

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下、「大学及び高専」といいます。）では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、研究費の不正使用防止を目的として「不正防止計画」を策定、実施しています。

その中で、大学及び高専の教職員等と取引業者との癒着防止の対策として、取引を開始する際、口座登録申請に際して、公立大学法人大阪（以下、「本法人」といいます。）が求める誓約事項に誓約いただくこととしています。

つきましては、下記の誓約事項を確認し、入力フォームにて、誓約する旨の意思表示をした後、口座登録を申請いただきますようお願いいたします。なお、誓約されない場合、本法人との取引ができません。

## 記

### 1. 誓約事項

- ・ 各種法令及び公立大学法人大阪の定める諸規程を順守するとともに、不正に関与しないこと。
- ・ 公立大学法人大阪が行う内部監査、その他の調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- ・ 公立大学法人大阪の教職員、その他関連する者から不正な行為、又は不正と思われる行為の依頼等があったときは、直ちに公立大学法人大阪公益通報窓口に通報すること。

### 2. 誓約対象外（該当の場合は、Q5において「対象外」とした理由を選択ください）

- ① 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- ② 学校法人
- ③ 国際組織、外国企業
- ④ 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者
- ⑤ 弁護士・特許・税理士・会計士の事務所又は法人
- ⑥ 商取引の相手方ではない個人（謝金の相手方含む）
- ⑦ 学会
- ⑧ その他、本件の対象になじまない業種

### 3. 問い合わせ先等

- ・ 本依頼及び誓約内容等に関する問い合わせ

学術研究支援部 研究推進課 研究公正担当 TEL：072-247-6061

- ・ 不正な行為の依頼があった場合の連絡先

通報窓口（内部窓口） 公立大学法人大阪 監査室 TEL：06-6605-3618

以上

## 【参考】

- ◆ 研究公正に関する取り組み（大阪公立大学 HP）  
<https://www.omu.ac.jp/research/promotion/support/effort/>
- ◆ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学省 HP）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)
- ◆ 公益通報について（公立大学法人大阪 HP）  
[https://www.upc-osaka.ac.jp/compliance/whistleblower\\_protection\\_system/](https://www.upc-osaka.ac.jp/compliance/whistleblower_protection_system/)

## FAQ

Q：誓約内容を変更していただきたいのですが、貴学の対応方針はどのようなものですか？

A：原則、内容変更は受けません。ただし、誓約いただいても、守秘義務等が発生する場合は、尊重する方針です。

Q：誓約内容の「1 各種法令及び公立大学法人大阪の定める諸規程を順守するとともに(省略)」に記されている「諸規程」とはどのような規程を指すのでしょうか？

A：貴社との取引に関係するすべての規程等になります。（例：会計や研究公正に係る規程等）